

## 大学基準設定過程における女子大学分科会と家政学部基準委員会 －女子大学設立の一前提として－

湯川 次義

### はじめに

本史料紹介は、戦後教育改革期における女子大学の設立過程に着目し、その設立の基準を形成した大学基準協会<sup>1</sup>の女子大学分科会（1947年1月7日設置）と家政学部基準委員会（同年11月19日審議開始）に関連した史料を収録し、解説するものである。また、女子大学の基準設定をめぐるCIE関係者の記録（GHQ/SCAP文書）も必要な範囲で収録する。

はじめに、収録史料の位置づけを明確にする意味から、1948年3月の女子大学設立認可に至る経過を確認しておきたい。周知のように、1945年12月に閣議諒解された「女子教育刷新要綱」では、「女子専門学校中適当なものは女子大学とする」としていた。これを受け、1945年11月から1946年3月にかけて複数の女子高等教育機関が大学設立認可申請書を提出したが、文部省は女子大学の水準が専門学校のレベルに留まること、さらには家政学が大学での学問として成り立つかを問題視し、現状では女子大学を認めがたいとの姿勢であった<sup>2</sup>。東京女子高等師範学校や津田塾関係者などは、行き詰まりを打開するためには女子高等教育関係者の連携が必要と認識し、1946年8月に東京女高師が主導して女子教育研究会を結成し<sup>3</sup>、さらには津田塾など女子専門学校を中心とした女子大学連盟が10月9日に第1回結成準備会を開いた。これらは女子大学設立を目指す組織であり、例えば女子教育研究会では第3回総会で「大学の学問としての家政学」を議題とし、12月9日の女子大学連盟第3回結成準備会では、4年制女子大学に「昇格」するための「適格基準」についての研究成果が報告されている<sup>4</sup>。両組織がこれらのテーマを議論した背景には、CIEのドノヴァンやホームズの助言があった。

このような女子高等教育関係者の動きとともに、1947年になると3月の学校教育法制定により新学制が確立し、また7月8日に大学基準協会で大学基準が了承され、翌年1月には家政学教育基準が承認されるなどし、新制大学設立の基準、とりわけ女子大学設立の基準が整備されることになった。これを受けた形で、1947年2月末に改めて女子高等教育機関が大学設立認可申請書を提出し、3月25日に5校の女子大学の設立が認可されるに至った。

以上のような女子大学設立をめぐる動向の中で、大学基準を設定する協議会で女子大学や家政学部設立のための基準が制定されたが、それではそこでの議論の内容、制定プロセス、基準内容はどのようなものであったのだろうか、さらには協議会の女子大学分科会での女子大学基準や「家政学教育基準」の作成の主体となったのはどのような機関・人物であったのだろうか。また、女子大学の基準設定をめぐる動向をCIE関係者はどのように捉えていたのだろうか。本稿では、これらの基準設定が女子大学設立の前提として重要な意味をもった点に着目して、上記課題解明の一端となる史料を収録し、若干の解説を加える。

戦後の学制改革期における女子大学の設立についての先行研究としては、CIE の政策を克明に分析した上村千賀子の研究、日本の女子教育界のリーダーの果たした役割や女子大学連盟の動きを探った石井瑠奈の研究、大学基準設定と家政学の関係などを論じた野坂尊子の研究など、一定の成果が蓄積されている。さらには、旧学制下の女子大学構想の教育理念と学部構成の特徴を考察した拙稿などがある<sup>5</sup>。本稿との関係で言えば野坂の研究が注目される。野坂は大学基準協会所蔵史料や GHQ/SCAP 文書を用いて詳細な研究を行い、家政学教育基準の制定は家政学を大学での「学」と認めさせると同時に、女子専門学校を4年制大学へと昇格させる鍵であったと位置づけている<sup>6</sup>。しかし、野坂の研究は家政学に焦点化していることもあり、女子大学分科会には余り言及していない。また、大学設置基準について詳細な分析を加えた田中征男は「女子大学分科会の報告書」を扱っているが、「補注」という形で紹介にとどまっている<sup>7</sup>。

このような研究の現状を踏まえ、本稿では以下のような課題を設定し、基準設定過程での女子大学と家政学をめぐる議論を史料紹介の形で考察する。すなわち、本稿では、第1に大学基準協会などでの基準設定が女子大学設立の前提ともなった点、特に家政学の学的承認を含んでいた点に着目し、その経過や論議内容を明らかにする。第2に、基準案作成に関わったのは女子大学連盟の主要な5機関（東京女子高等師範学校、津田塾専門学校、日本女子大学校、東京女子大学、聖心女子学院専門学校）であったことから、同連盟関係者の動向も明らかにする。第3に、基準設定論議における旧男子系大学委員の女子大学関連基準に対する反応はどうであったのかについても検討したい。本稿では、以上の3点の課題究明に関連した大学基準協会所蔵資料や GHQ/SCAP 文書を収録し、簡単な解説を加える。なお、GHQ/SCAP 文書については、日本女子大学成瀬記念館『新制日本女子大学成立関係資料』では翻訳されていない文書を収録した。

筆者は全体的な研究として、戦後教育改革期の女性の大学教育が共学大学と女子大学の2系統で確立した点が特徴であったとの仮説を設定し、この時期の女性の大学教育制度の確立を総合的に考察し、その意義を究明する研究を構想しているが、本史料紹介はこのような全体的な構想に位置づいている。

## 1. 史料解説

はじめに、本稿に掲載した史料の流れを把握するため、大学基準協会での女子大学分科会、家政学部基準委員会の活動、女子大学設立をめぐる動きなどを表としてまとめた。

表 【 】内の数字は本稿収録の史料番号であり、関連した位置に記した。

| 年 月 日          | 事 項                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1946 年 7 月 2 日 | 女子大学連盟設立の動きが現れ、10 月 9 日以降設立準備会を開催。この間、女子大学設立基準などを協議。【史料 1・2】（結成 47 年 2 月 8 日） |
| 9 月 10 日       | 女子教育研究会が組織され、女子大学基準などを協議【史料 2】。                                               |
| 10 月 29 日      | 文部省内の大学設立基準設定に関する協議会が第 1 回会合を開催。                                              |

|            |                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------|
| 12月17日     | 協議会に女子大学連盟結成準備会関係者が出席し大学案を報告【史料3・4】。                          |
| 1947年1月7日  | 協議会、文系・理系に加え <b>女子大学分科会</b> を設置【史料5】。 <b>大学設立基準設定協議会</b> と改称。 |
| 1月14日      | 女子大学連盟結成準備会の5校が協議会に加入。女子大学分科会に所属。                             |
| 4月28日      | 基準設定協議会、女子大学分科会による案を議論【史料6・7】。                                |
| 6月6日       | 女子大学分科会、協議事項を基準設定委員長に報告【史料8】。                                 |
| 6月17日      | 基準設定協議会、他の2分科会案と共に女子大学基準案を承認。                                 |
| 7月7日       | <b>第2回全国大学設立基準設定連合協議会</b> 、大学設置基準を決定【史料9】。                    |
| 7月8日       | <b>大学基準協会</b> を創設。前日の「大学設置基準」同協会の基準に採択。                       |
| 8月5日       | 家政学部設置基準を制定。同案は審議せず、 <b>家政学部基準委員会</b> を設置。                    |
| 11月19日     | 家政学部基準委員会、発足。【史料10～14】                                        |
| 12月16日     | 大学設置を審査する <b>大学設置委員会</b> 、第1回総会を開催。                           |
| 1948年1月30日 | 大学基準協会の基準委員会、家政学部基準委員会が作成した基準案を決定（5月25日の第3回総会で承認）。【史料15】      |
| 2月26日      | 神戸女学院、2回目の大学設立認可申請書を提出。                                       |
| 3月25日      | 文部省は、大学設置委員会の答申に基づき、5女子大学を含む12校の新制大学の設置を認可。                   |

続いて、収録史料の解説を行う。【史料1】は、女子大学連盟結成に向けた動きが CIE のドノヴァンや私立女子高等教育機関4校の間で進んでいることを報告する46年8月中旬の GHQ/SCAP 文書である<sup>8</sup>。ここでは、この組織では「女子大学の基準や設置認可の問題について話し合われる予定」と記されているにも注目したい。【史料2】は、女子教育研究会が「高等教育レベルの家政学のカリキュラムを作成し」、また女子大学連盟結成準備会が「4年制大学の認可基準を調査」し、報告書をまとめたことを伝えている。大学基準協会に参加する以前に女子高等教育関係者の中で、女子大学や家政学についての基準が話し合われていたことに着目したい。家政学のカリキュラムや女子大学基準が議論された背景には、CIE のホームズらのアドバイスがあったと考えられ、この点は「教養科目が30%」以上含まれるなど教養教育が重視されていることから明らかになる。【史料3】は、大学設立基準設定に関する協議会が女子大学分科会を設ける意向であることを報告した GHQ/SCAP 文書である。この文書で注目されるのは、第1にホームズが女子大学の基準が男子大学と同様の基準で設定されることが重要と発言し、女子大学分科会の設置に難色を示した点である。第2に、しかし協議会全体の意向としては女子大学固有の問題を抱えているため、別個の委員会を設ける方向にあったことが注目される。

なお、基準設定協議会に女子大学連盟関係者が出席することになった理由を『新制日本女子大学成立関係資料』によって補うと<sup>9</sup>、その契機は12月9日の女子大学連盟第3回準備会で CIE のウィグルス・ワースが同連盟結成準備会から基準設定協議会に「代表を送り」、

検討中の「適格基準」を報告するよう勧めたことによるものであった。これを受け、12月17日の基準設定協議会に同連盟結成準備会から東京女子大学の藤井徳三郎が出席し、検討中の「大学適格基準」の概略を説明した。この協議会に出席したホームズは、「協議会の大学代表者ら」は藤井の報告を「関心をもって受け止めなかった」「女子大学認可を特別に検討するための分科会」設置については「ようやく同意した」、と記している。ホームズの受け止め方は注目すべきであり、男子系大学委員の女子大学に対する消極的な認識を窺わせるに十分なものと言えよう。

【史料4】は、1947年1月18日の女子大学連盟第4回結成準備会についてホームズが記録した文書であり、内容としては、第1に同連盟結成準備会を代表して東京女子大学の藤井が前年12月17日の基準設定協議会に出席したこと、第2に基準設定協議会が女子大学分科会を設けたこと、第3に1月28日の女子大学分科会に日本女子大学校など4校が参加予定であることを報告している。【史料5】は、作成中の大学設立基準について全国の大学の意見を聴取するために開催された「全国大学設立基準連合協議会」（第1回、5月12日）での、基準設定協議会（47年1月に「大学設立基準設定協議会」と改称）会長の和田小六（東京工業大学）による女子大学分科会設定についての説明である。文科系分科会、理科系分科会以外に女子大学分科会を設けた意味について、和田は「女子大学は全然新しいものでございます。まず女子の大学ということに関しました一般的な、また特殊な問題について審議をいたす」と説明している。この点に関連して、女子大学分科会の「座長」<sup>10</sup>を務めた藤本萬治は、女子大学の「学科課程、厚生補導および施設経営等の基準については女子としての特別の注意を要するという考慮」から同分科会が設けられたと回顧している<sup>11</sup>。各分科会での審議結果については、3分科会が合同して協議することになっていた。また、和田が女子大学分科会は「家政その他の方面に分かれておる」と報告しているが、後述するようにこの分科会には5つの女子高等教育機関が参加し、各校が5領域の「主務校」を努めた。なお、同連合協議会は既設大学が正式のメンバーであり、「女子の方はオブザーバーとして参加」していた。

次に、上記女子大学分科会の所属校・担当者・担当領域を確認する。すなわち、東京女子高等師範学校・藤本萬治（担当領域：理学部）、津田塾専門学校・星野あい（同：学生指導）、日本女子大学校・大橋広（同：家政学）、東京女子大学・石原謙（同：大学運営）、聖心女子学院専門学校・吉川茂仁香（同：文学部）であった<sup>12</sup>。大学運営を検討項目としたのは、アメリカの女子大学の運営を参考にしたものと推察されるが、同部会では学部構成などを検討した。また理学・文学・家政学の部会は、女子大学の学部構成を想定して設定したと推測される。

女子大学分科会座長の藤本は、上記5校は女子大学連盟結成の「発起校で、いわば連盟校を代表する」ものであり、「連盟の研究討議の結果」は「協議会に反映」させたと回顧している。さらに藤井は、女子大学分科会での議論について、女子大学基準案の各領域を上記5校が調査研究し、同連盟の「委員会とも連絡をとり、しばしば女子大学分科会を開いて審議を重ね」「成案を得てこれを和田会長に提出した」と記している<sup>13</sup>。これにより、女

女子大学連盟の中心的な学校が女子大学基準案を作成し、同連盟とも調整しながら案をまとめたことが分かる。この点の具体的な動きについては、東京女高師教授で「家政学委員会」などに深く関与した林が詳細にまとめている<sup>14</sup>。

【史料6】は、女子大学分科会が家政学カリキュラム作成作業を進めている様子を伝える GHQ/SCAP 文書である。この文書で確認しておきたい点は、家政学のカリキュラムを「大学での学問」と認識されるよう意識してカリキュラムを作成していること、毎週教授時数を大学設立基準設定委員会に報告するとしている点である。【史料7】は、4月28日に文科系・理科系・女子大学分科会の3分科会合同の共通協議会が開催され、女子大学分科会座長の藤本萬治が報告を行い、報告内容が承認されたことが記されている。

この間の女子大学分科会関係の動向を『新制日本女子大学成立関係資料』によって確認すると<sup>15</sup>、3月28日の女子大学分科会委員とホームズとの協議では最終報告書を検討したが、主な論点は①藤井から、大学運営に関する委員会で卒業に要する単位数などを議論したとの報告がなされたこと、②文学部・理学部の最低基準については女子大学分科会の関連領域の「各委員長が共通協議会各分科会に出席しており、そこで決定される」ため、ここでの報告はないこと、③家政学部についての藤本の説明に対して、ホームズが家政学の5領域中3領域を備えれば大学水準になると発言したこと、④この報告内容を4月12日の第1回女子大学連盟総会に諮ること、などであった。そして、12日の同連盟総会では女子大学分科会の報告書が審議された。また、日付は不確定であるが、この間の GHQ/SCAP 文書中に「家政学部設立基準案」が存在し、そこでは「家政学部を設立する大学は、女子大学連盟の適格基準により正式に大学として認められるためには、少なくとも3学科以上置かなくてはならない」と記されている。このことから、女子大学連盟独自の家政学基準案を設定したと考えられる。また、4月28日には女子大学分科会が3分科会の共通協議会に提出する報告書の変更点について審議した。なお、GHQ/SCAP 文書には4月28日の女子大学分科会の日本語の「議事要項」が綴じられている。また、5月31日には藤本とホームズが会い、「家政学委員会」が提出する設置基準が「承認されるよう、できる限りよいもの」にするため、家政学委員会委員の増員を藤本が求め、了解されている。そして、6月11日に女子大学分科会員やホームズが出席して、「家政学部設立基準案」を完成させた。ホームズはこの案に満足し、この分野では「これ以上のものはない」と評価した。

以上のように、女子大学分科会と女子大学連盟は緊密な連絡を取り合いながら家政学部設立基準を含む「女子大学基準」を作成したことが分かる。田中征男の研究では、女子大学分科会は1月28日から6月11日までの間に7回開催されているが<sup>16</sup>、その審議は「五月を以て一段落」し、6月6日付で基準設定協議会長の和田小六に「協議事項報告」を提出した（【史料8】）。報告書は、上述の5領域に対応した形で、「女子大学行政に関する要項（案）」「二、文学部案」「三、理学部案」「四、家政学部案」「五、学生指導に関する要項案」からなっている。

報告書について、女子大学に特徴的な事項を中心に確認する。まず「女子大学行政に関する要項（案）」を見ると、「組織及事務機構に関する事項」では「学長男子の場合は女子

の学監を置くことが望ましい。学監は主として学生の訓育福祉に関する事項を掌る」とする点が注目され、女子大学で女性が管理者の一角に位置づくよう配慮している。「教務に関する基準」では、学部は「文学部、理学部、家政学部」を基本としつつ、学部の「分合」や他の学部も認めるとしている。また女子大学の「一般教養」科目も示している。さらに、各学部の専門学科は「女子の特性」と職業分野を考究して定めるとする点も、女子大学の性格を表すものと言える。

「四、家政学部案」では、学科として「児童学科、食物学科、生活芸術学科、社会福祉学科、施設経営学科」を例示し、家政学部となるためには3学科以上を置く必要があるとする。また、同学部における専門科目と一般教養科目の単位比率も示している。この他の文学部案・理学部案・学生指導に関する要項案では、特に女子大学に特有と見られる事項は盛り込まれていない。なお、学生指導の案に触れると、ホームズは、共通協議会では「学生指導にあまり関心を示していないが」、「女子大学連盟では、大きな目標の一つとして、ガイダンスのしくみに関する案を練っている」と記しており、女子大学分科会独自のものであったことが分かる<sup>17</sup>。

女子大学分科会座長の藤本によれば、報告書提出後の6月17日に3部会合同の共通協議会が開かれ、「女子大学分科会の提出した女子大学基準案」は文科系・理科系部会が「提出した二案とともに付議」され、「いずれも可決決定を見るに至った」とされている<sup>18</sup>。藤本が記す「女子大学基準案」の行方と6月17日の共通協議会での「可決決定」との関係を田中征男の研究によって補うと、拡大共通協議会の中で大学設立基準の完成を担当した第1小委員会の6月10日の会合では、「単一の基準案の形式に総合すること」を務台理作座長に一任した模様とされており<sup>19</sup>、女子大学分科会の報告内容も他の2分科会案と統合されて大学基準案が完成したと推察できる。そして、この基準案が6月17日の第3回拡大共通協議会で承認され、【史料9】の7月7日の協議会用資料として各大学に送付されたものと考えられる。

【史料9】は、「全国大学設立基準設定連合協議会」の第2回協議会（7月7日）において、藤井徳三郎（東京女子大学）が大学設置基準の学部の例示として家政学部を記すべき、という主張した部分を抜粋したものである。この日の連合協議会では、基準設定協議会が決定した大学設置基準案が説明され、その後質疑応答がなされた。その中で女子大学・家政学部に関連して2点が問題となった。第1点は基準案中の学部名称の例示として家政学部をあげるか否かについて、第2点は「女子を主とする学部においては家政学を一般教育科目中に加えることができる」という但書についてであった。

第1点について見ると、当日議題となった大学設置基準案では、学部の種類として家政学部を除く8学部の名称が示されるとともに、「その他学部として適当な規模内容があると認められたものとする」という案であった<sup>20</sup>。これに対して藤井は猛烈に反対し、全国の70以上の女子専門学校の希望として、「女子の高等教育を振興するためにも家政学と家政学部の名称を基準のなかに明記するよう」強く求めた。このような藤井の反発の背景には、野坂の研究によれば6月18日付で送付された基準案には学部名の例示として家政学部が含

まれていたものの、7月7日配布の基準案ではその名称が削除されていたことがあった。第2点は、一般教育科目中への家政学の位置づけに関する問題であり、藤井は家政学を一般教育科目として設けることができるのだから、あえて「但書」を加える必要は無いと主張した<sup>21</sup>。

藤井の主張に対して様々な意見が出されたが、議論の中で藤井は家政学部が「興るか廃るか」は女子高等教育では「一番重要な問題」であるから慎重に扱って欲しいと強調した<sup>22</sup>。座長は、第1点に関連して「女子を決して除外しておく」のではなく、「女子をクローズ・アップしてとり上げるかどうか」が問題である、第2点に対しては今後女子大学が設けられる関係上但書を加えた、などと発言している。審議の結果、第1点については「学部名には採用せず」、第2点は「必要の場合は前記以外の科目を一般教育科目」とすることができると改められ、家政学を特に表記しないこととした。以上の議論は女子大学の設立を前提とするものではあったが、旧男子系大学関係者は女子大学や家政学部を自らのものとは異なる水準の大学・学部ととらえており、消極的な女子大学・家政学部の容認であったことが分かる。

以上のような論議がありながらも、同連合協議会で「大学基準案」が確認された点について女子大学分科会座長の藤本は、「女子大学設立基準が大学の総意によって具現し、女子大学の設立が約束されたことは特記すべきこと」<sup>23</sup>と、評価した。

【史料10】～【史料14】は、1947年11月に審議を開始した大学基準協会（7月8日創設）内の家政学部基準委員会の審議状況を示す文書である。家政学部基準委員会が設けられた理由を確認すると、10月14日の基準協会の基準委員会に家政学部設置基準の原案（8月5日の基準設定協議会で承認<sup>24</sup>）が提出されたが、そこでは同原案の審議を見合わせた<sup>25</sup>。そして、「それを基礎としながら他の学部基準案と同様大学基準に整合する基準案を立案する委員会の設置を決定」し、これにより家政学部基準委員会が設けられたのであった<sup>26</sup>。すなわち、①医学など国家試験に関連をもつ分野、②神学などのように旧制度下では存在しなかった専門分野、の基準を設定する分野別「基準分科委員会」が大学基準協会内に設けられたが、家政学部基準委員会も同種の委員会であった。

【史料10】は、家政学部基準委員会の委員委嘱状で、1947年11月13日付で大学基準協会から出されている。委嘱状では委員会設置の目的を、「部設置基準」は文部省の基準設定協議会で決定されたが、大学基準協会の大学基準にも取り入れることになり、大学基準協会の大学基準に照らして「再検討」と記している。委嘱された委員は、基準協会委員の佐々木吉郎（明治大学）を除けば、全員が女子大学分科会に属した5校の教員である。このことから、おおよそ同分科会作成の家政学部案を継承する方向であったと推察される。

【史料11】は、第1回同基準委員会の議事抄録である。決定事項としては、家政学が応用科学分野に属すること、専門科目は基礎科学・応用・特殊研究の3分野からなり、学部は最低3学科で構成されることなどであり、ほぼ女子大学連盟・女子大学分科会での協議内容が反映されていると言える。なお、この議事抄録は12月8日付で評議員幹事・委員幹事・文部省大学教育課長宛に基準協会事務局から発送されているが、【史料11～15】の文書の

発送先は省略した。【史料 12】は、第 2 回同基準委員会の議事で、特に決定事項は無く、次回以降の課題を提示している。また、収録しなかったが、簿冊『家政学部基準委員会』には「家政学分科委員会委員長中間報告」も綴じられている。その内容は第 1 回の決定事項と同一である。【史料 13】は第 3 回の議事抄録であり、家政学部設置基準から「設置」を削除すること、家政学部では「児童学科、食物学科、被服学科、住居学科、社会福祉学科、施設経営学科」中 3 学科を置くこと、などを決めている。【史料 14】は、48 年 1 月 10 日前後と推定される、「家政学部基準」及び同基準を設定したとの委員長佐々木吉郎の報告である。そこには「大学基準」との関係を考慮して制定したと記されている。「家政学部基準」は省略したが、全体としてこれまで決定してきた事項を盛り込んだものであった。

そして、この「家政学教育基準」は、1948 年 1 月 20 日の大学基準協会の「最低基準分科会」で、ジャーナリズムの専門カリキュラムと同時に承認された【史料 15】。なお、大学基準協会『会報』第 5 号（1950 年 5 月）では、この基準は 1 月 30 日の基準委員会で決定し、5 月 25 日の第 3 回総会で承認されたことになっている<sup>27</sup>。

以上、大学基準設定過程における女子大学分科会や家政学部基準委員会などの論議を中心とした収録史料を解説した。大学昇格を準備していた女子大学連盟加盟校からすれば、これらの条件整備により女子大学認可の実現性が一機に高まったことになり、改めて大学設立への動きを加速させた。神戸女学院を例に示すと、同学院ではホームズの助言などにより 1947 年 9 月 30 日に設立認可願を提出していたが、改めて 1948 年 2 月 26 日に「文部省の指定様式」で設立認可申請書を提出し、3 月 25 日に他の 4 校とともに大学設立が認可された。認可書には、文部大臣森戸辰男名で、「昭和二十三年二月二十六日附をもつて申請の学校教育法による神戸女学院大学設置のことは大学設置委員会の答申に基き次のように認可する」と記されている<sup>28</sup>。

なお、収録史料について引用者が行替えを行った場合には「／」を付した。また、国立国会図書館憲政資料室所蔵の GHQ/SCAP 文書の翻訳は久保田絢氏の全面的な協力を得つつ、筆者が適宜補った。さらに、史料の閲覧・複写にご協力いただいた大学基準協会、神戸女学院大学などの機関に対しお礼を申し上げたい。なお、本稿は 2012～14 年度科学研究費補助金による研究成果の一部であることを記しておきたい。

今後は本稿をもとにしてさらに研究を進展させたい。特に、本稿で検討した女子大学関係基準が、女子大学や家政学部の設立に際して、どのように適用されたのかに着目する。

## 2. 史料

### 【史料1】女子専門学校4校による協議会の設立準備

GHQ/SCAP 文書 CIE(B)-05331-D6

国立国会図書館憲政資料室蔵

週刊レポート／女子教育／ (1946年8月16日－8月22日)

1～3 <省略＝引用者>

#### 4. 今後の計画

a. <省略＝引用者>

- b. 津田塾専門学校の学長である星野氏との話し合いの結果、この地域の4つの女子専門学校のリダーによる協議が準備されることになった。女子大学の基準や設置認可の問題について話し合われる予定。星野氏は高等教育部と本部門である女子教育部、文部省の役人との基準と設置認可に関する協議（1946年9月3日<か＝引用者>）に出席する。

アイリーン・N. ドノヴァン

### 【史料2】女子教育研究会と女子大学連盟結成準備会の活動

GHQ/SCAP 文書 CIE(B)-05331-A4～A6

国立国会図書館憲政資料室蔵

1946年12月12日／日付

X

#### 1. 進行中の作業

今週日本大学婦人協会の教育再編についての下部委員会が、6-3-3-4制を全面的に賛成・支持する請願書を作成した。その請願書は JEREC、SCAP、文部省、そして国会へ送付されることになっている。女子教育研究会は高等レベルの家政学のカリキュラムを作成した。そのカリキュラムには教養科目も30%を超える割合で含まれている。女子専門学校のグループは4年制大学の認可基準を調査した報告書を作成した。これらの計画と、大学職員による諮問委員会や文部省の松井氏が作成した計画との調整が行われることになっている。

<以下省略＝引用者>

### 【史料3】大学設立基準設定協議会での女子大学分科会の設置

GHQ/SCAP 文書 CIE(A)-02982-A5～A6

国立国会図書館憲政資料室蔵

部外秘

GHQ、SCAP／民間情報教育局／会議レポート

会議日：1946年12月24日

会議の開催場所：文部省

議題：専門分野別の大学設立基準設定に向けた手順

討議レポート：

<前略＝引用者>

松井<正夫＝引用者>氏は女子大学特別委員会の設置を検討していることについて念を押した。署名者<ホームズ＝引用者>は男子大学と同様の基準が女子大学にも設定されることが重要であると述べた。しかしながら、協議会は女子大学についてはまだ固有の問題があり、今の段階では別個の委員会が検討することが望ましいとの見解を示した。<省略＝引用者>

ルル・ホームズ／顧問／女子教育

#### 【史料4】女子大学連盟結成準備会議での女子大学分科会の報告

GHQ/SCAP 文書 CIE(A)－02981－F1～F2

国立国会図書館憲政資料室蔵

部外秘

GHQ、SCAP／民間情報教育局／会議レポート

会議日：1947年1月18日

会議の開催場所：聖心

出席者：(関連する組織や機関を示すこと)

女子専門学校協会の会員、ホームズ氏、ドノヴァン氏

議題：女子大学の認可基準の話し合い

<前略＝引用者>

藤井<徳三郎・東京女子大学＝引用者>教授は大学設立基準設定協議会へ出席したことについて報告した。彼は、女子大学のための基準を設定する特別分科会を大学設立基準設定協議会が設けたことを知らせた。以下の専門学校の代表がその分科会に出席する予定である。

日本女子大学／聖心／津田塾専門学校／東京女子大学校

<以下略＝引用者>

署名／ルル・ホームズ／女子教育顧問

#### 【史料5】女子大学分科会の設置と役割

大学設立基準設定連合協議会議事速記録

大学基準協会蔵

一、開会の日時 昭和二十二年五月十二日（月）午前十時

二、開会の場所 日本大学経済学部講堂

<中略＝引用者>

日程、第五 大学設立基準協議会経過報告

○和田小六君 それでは大学設立基準設定協議会の経過のごくあらましを申し上げます

す。＜中略＝引用者＞この大体の要項＜「大学設立基準に関する要項」＝引用者＞が  
できましてから続いて細目について御協議をいたすことになったのでありますが、そ  
れには各部門の知識をどうしても必要といたしますので、協議員を増加いたしまして  
また文科系と理科系と女子の大学に関しました三つの分科会をもうけまして、協議を  
進めてまいることいたしましたのでございます。ここに女子大学に関しました特別の分科  
会を設けることにいたしました、これは女子大学は全然新しいものでございます。  
まず女子の大学ということに関しました一般的な、また特殊な問題について審議をい  
たすのでございます。そこで一応審議されましたならばそれぞれ文科系、理科系の分  
科会と合同して協議をいたす運びに相成つておるのであります。三つの分科会はまた  
それぞれの専門の部会に分れて御協議を願つておるわけでございます、只今のところ  
文科系の分科会は法学、文学、経済。理科系の分科会は医学、理学、工学、農学。  
また女子大学に関しました分科会は家政その他の方面に分かれておるのでございます。  
＜後略＝引用者＞

#### 【史料 6】女子大学分科会による家政学部設立基準案の作成

GHQ/SCAP 文書 CIE(B)－05330－D12

国立国会図書館憲政資料室蔵

1947 年 3 月 13 日

X

#### 進行中の作業

大学レベルの家政学のカリキュラムを計画する女子大学分科会中の分科会が家政学部で開  
講すべき科目の長いリストを持って集まった。大学での学問として適切な科目であるとの  
適切な認識を確保するために、これらの課程が大学レベルでなければならないことを出席  
者は認識していた。それに見合う特定の組み合わせが提案された。専門的な準備を中心と  
した長期の課程を作るためのものである。この分科会は最終報告を 3 月 19 日の会議で発表  
する。また、学生が出席する授業の週あたりの時間数について大学設立基準設定協議会に  
提案を行う。

#### 【史料 7】大学設立基準設定協議会－女子大学分科会の報告受理

GHQ/SCAP 文書 CIE(B)－03690－A5、A6

国立国会図書館憲政資料室蔵

部外秘

1947 年 4 月 28 日／文部省

基準設定共通協議会のメンバー、松井氏、ベルス氏、ホームズ氏  
協議会によって設置された最低基準の新制大学への適用

＜中略＝引用者＞

女子大学分科会の藤井氏は分科会の報告を行い、コメントなく受け入れられた。共通協

議会の運営委員会は5月1日にCIE担当官と会談し、基準設定協議会の組織化の具体的な計画作成を行う。これらの計画は5月6日に共通協議会で報告される。

ルル・ホームズ／顧問／女子教育

### 【史料8】女子大学分科会協議事項報告

『昭和二十二年五月 女子大学分科会 協議事項報告』  
大学基準協会蔵

昭和二十二年六月六日

大学設立基準設定委員会女子大学分科会

大学設立基準設定委員長 殿

女子大学分科会協議事項報告の件

本年二月以降協議を続けてきました処女子大学分科会は本年五月を以て一段落とし、別紙協議事項を御報告申し上げます。

右協議事項は目下続行中の大学設立基準協議会の協議事項を斟酌して今後も更に検討を続け、修正を加へたいと存じて居ります

#### 「女子大学行政に関する要項（案）」

##### 第一 組織及事務機構に関する事項

- 一、学長は校務を総理し、学内の教職員を監督する。
  - 二、学長男子の場合は女子の学監を置くことが望ましい。学監は主として学生の訓育福祉に関する事項を掌る。
  - 三、大学の重要な行政は最高委員会の議を経て学長が執行する。最高委員会は学長を議長とし、学監、各学部長、事務局長で組織する。
- 四～六＜省略＝引用者＞

##### 第二、教務に関する基準

- 一、学部は概ね文学部、理学部、家政学部とし、必要に応じて学部を分合し又は他の学部を設けることができる  
特殊の技術芸能に関する学部は一般大学の定むる所に依る。
- 二、女子大学に於ては次の部門に亘つて一般教養学科を置く
  1. 人文科学 国語及国文学、外国語及外国文学（近代語及古典語）、歴史学、心理学  
教育学、哲学（倫理学を含む）及宗教、人文地理学、芸能
  2. 社会科学 社会学、政治及法学、経済学、統計学
  3. 自然科学 数学、物理及化学、地学、生物学、生活科学、体育各大学は少くとも各部門三科目、通じて十五科目を備へ専任教授は五名以上を置かねばならぬ
- 三、各学部に於ける専門学科は女子の特性と其職業の分野やを考究して各大学で定める。

但し、その基準は別に定める所に依る

一大学、学部は二つ以上の専門学科、五つ以上の専攻科を持たねばならぬ

一専攻科には少くとも二名の専任教員を置くことを要する

四、一専攻科に於ける学修は四ヶ年を通じて百二十単位以上とする。但し一学年は二学期とし、一学期十五時毎週一時の授業を一単位とする

実験、実習は半単位と見做し、一学科の講義は概ね四単位を標準とする

五、＜以下省略＝引用者＞

## 二、文学部案

文学科課程

課程（リベラルアーツ）/学科課程表＜省略＝引用者＞

課程（英文科）/学科課程表＜省略＝引用者＞

国文科/学科課程表＜省略＝引用者＞

歴史科/学科課程表＜省略＝引用者＞

## 三、理学部案

一、大学理学部（又ハ理科大学）ノ学科ヲ次ノ三ツノ系ニ大別シ、各系ハソレゾレ次ニ挙ゲル諸学科ヲ含ム＜以下略＝引用者＞

## 四、家政学部案

一、家政学部として成立する為には三つ以上の学科を備へるものとする。例へば左に掲げる諸学科は現在家政学部として考へられる学科目で其等の内三科目以上を備へれば家政学部を組織し得る。

児童学科、食物学科、生活芸術学科、社会福祉学科、施設経営学科

二、家政学部ではなく家政科としての学科を置く場合に於てはその組織を右の家政学部に見倣つて専攻学科を規定するものとする。但し此の場合に限り専攻学科は二種類以上を以て組織し得るものとす。

三、各学科の履修科目は一定単位の一般教養課目の他家政科の基本的課目一定単位と其の上、生徒各自が専攻する学科関係の一定必修課目与其他生徒が教＜師か＝引用者＞の指導の下に選択する選択課目を以て成立するものとす。

四、此の教科課程案中の一般教養課目に就ては其の表中に掲ぐる課目を必修することを要するといふ意味でなく人文科学、社会科学、自然科学の三分野に属する其他の学科に於ても各大学に於て適當であると思慮するものを択び之を履修せしめる等を得るものとす。

五、別表中に掲げる選択科目は各大学が必ず之の講座を設置することを必要とする意味でなく、一案として示したものである。各大学は各々その要求と特性に応じて適當と思慮する選択科目を設置し得るものとす。但し必修課目に就ては家政学部として又は其の

専攻学科を履修するものとして必ず其学の科目を履修せしめるものとす。

六、一般教養学科と専攻学科の履修単位数比率は他の報告中に於ても取上げてゐるが大体一般教養学科を四〇％其他を六〇％とす、但し此の六〇％中に於ける専攻必修科目の単位比率は三〇％とす。尚残りの三〇％は其学科並に他の学科中より随意に選択履修し得るものとす

七、～十一＜省略＝引用者＞

十二、社会福祉学科は家政学的訓練を受けて社会福祉の事業に従事することを便利とする旨から、家政学部の中に抱合したれどもこれを社会学科等の中に抱合されても適当なものとす。

#### 「五、学生指導に関する要項案」

一、大学に於ける学生主導の重要性＜内容は省略＝引用者＞

二、指導の目的及び方針＜内容は省略＝引用者＞

三、指導の範囲＜内容は省略＝引用者＞

四、指導機関 学生課（或は学生指導課）を置く＜内容は省略＝引用者＞

#### 【史料 9】全国大学設立基準設定連合協議会（1947 年 7 月 7 日）における家政学部案

『第二回大学設立基準設定連合協議会速記録』

大学基準協会蔵

＜前略＝引用者＞

藤井徳三郎：＜前略＝引用者＞今後女子大学というものを希望をもって日本の情勢からして女子の高等教育を進める上において設置を認めるという考えで参りますならば、尠くとも女子に関係のあります家政学部というものだけはその他に挿入を願いたいと思うのであります。一部の方の中には家政学というものが大学の学部として、学問の対象というものとしてどうであろうかといこともいわれることでありますけれども欧米におきましては＜中略＝引用者＞大学の学部として特に女子の学問の研究の立場から当然学ぶべきものである、また実際かなり多くの学部の設置をみとおる。＜中略＝引用者＞出来るだけ科学的根拠の点において家政学部の編成をしていきたいという機運でございますので家政学部をこの学部の中に入れていただきたい。これは全国的女子専門学校の七、八〇についての希望でございますので、私は女子大学の分科会に関係しておりますものとして提案を致したい、適当に再考を願いたい。＜後略＝引用者＞

#### 【史料 10】家政学部基準委員会委員の委嘱

『家政学部基準委員会』

大学基準協会蔵

昭和二十二年十一月十三日

大学基準協会会長

津田塾専門学校

佐々木 吉 郎 殿

基準委員会家政学分科会についての御願ひ

家政学部設置基準については文部省大学設置基準設定協議会に於て一応決定されましたが、総司令部民間情報教育部の御認めもありますので、これを本協会の大学基準に取入れることになりました。

しかし会員校中には学部を有するところはありませんので貴殿初め右学部に御関係の深い方々に本協会基準委員会家政学分科会の臨時委員会を御願ひ致し本協会基準に照し再検討を御願ひ致したく存じます御多用中恐縮であります但御快諾の上御尽力下さるよう願ひ上げます。

御意向も伺はず誠に失礼とは存じますが時日の関係もありまして左記の通り第一回分科会を開催致しますから御繰合せ御出席の程願ひ上げます。なお分科会の委員依頼先は左記案内先の通りくママあり、また同分科会の世話は本会理事明治大学佐々木吉郎に依頼してございます御含みおき下さい。

記

一、日時 昭和二十二年十一月十九日（水） 午前十時より

一、場所 東京都千代田区西神田二ノ八 本大学四階本会会長室

一、御案内先 東京女子高等師範学校 藤本萬治 殿／津田塾専門学校 星野あい 殿

日本女子大学校 大橋廣 殿／東京女子大学校 石原謙 殿

聖心女学院専門学校 吉川茂仁 殿／明治大学院経済学部 佐々木吉郎 殿

【史料 11】第 1 回家政学部基準委員会

『家政学部基準委員会』

大学基準協会蔵

第一回家政学部基準委員会議事抄録

一、日時 昭和二十二年十二月五日午前十時より

二、場所 大学基準協会会長室

三、出席者 委員長 佐々木吉郎（明大）／委員 藤井徳三郎（東京女大）／委員 藤本萬治（東京女高師）／委員 星野あい（津田）／委員 大橋 廣（日本女大）／委員 佐藤直助（聖心女学院）／陪席 ホルムス女史（C I E）／佐々木重雄（事務局長）

四、協議決定事項は次のようである。

1、家政学は応用科学分野に属するものとする。

2、専門科目の分類は次のようにすること。

イ 基礎科学部門／ロ 応用部門／ハ 特殊研究部門

- 3、一般教養科目の単位数は三十六以上とすること、
- 4、家政学部には最低三学科が設けられねばならない。

#### 【史料 12】第 2 回家政学部基準委員会

『家政学部基準委員会』

大学基準協会蔵

##### 第二回家政学部基準委員会議事抄録

- 一、日時 昭和二十二年十二月十一日 午前十時より
- 二、場所 大学基準協会会長室
- 三、出席者 委員長 佐々木吉郎／委員 藤井徳三郎／委員 藤本萬治／委員 大橋 廣  
委員 佐藤直助／幹事 田中豊喜
- 四、懇談事項  
今回は決定事項はなく、「家政学部設置基準」の内容について懇談を重ね、次回の問題を明らかにならしめることにした、そして二つの問題をつかみ出した。  
イ 家政学科を設ける場合の指針をどう決めるか、  
ロ 家政学部の各学科に於ける学科目を部門別にあてはめること。

#### 【史料 13】第 3 回家政学部基準委員会

『家政学部基準委員会』

大学基準協会蔵

##### 第三回家政学部基準委員会議事抄録

- 一、日時 昭和二十二年十二月十八日 午前十時より
- 二、場所 大学基準協会会長室
- 三、出席者 委員長 佐々木吉郎／委員 藤本萬治／児玉 省（東京女大）／委員 佐藤  
直郎／委員 築田 寛（日本女大）／幹事 田中豊喜
- 四、協議決定事項
  - 1、「家政学部設置基準」から「設置」を削除すること、
  - 2、「基準」の「二」を次のように改める、  
「家政学部には少なくとも三学科を置かねばならない、学科の種類は左に掲げるもの外  
適当と認められるものとする。  
児童学科、食物学科、被服学科、住居学科、社会福祉学科、施設経営学科、  
家政学部でなく家政科を置く場合には少なくとも二つの専攻課程を設けねばならない。」
  - 3、「基準」四の第一項に「必修科目は二十五単位以上を履修しなければならない。」  
を附加する。
  - 4、「基準」四の第二項の「左に掲げるものの中から」以下を「少なくとも一科目につ  
き三単位以上、三科目以上を選択履修せしめなければならない」と改める。
  - 5、各学科に於ける各学科目の部門分は別紙「基準」に示されて居るように一応の指示

を見た。これは一つの範例であつて、不動のものではない。

#### 【史料 14】家政学部基準の確定

『家政学部基準委員会』

大学基準協会蔵

「家政学部基準」＜省略＝引用者＞

三回に亘る家政学部基準委員会において協議決定された事項にもとずき「大学基準」との関係を考慮して整理調整して別紙のような「家政学基準」の作製にいたつた。

委員長

佐々木 吉郎

#### 【史料 15】「家政学教育基準」の承認

GHQ/SCAP 文書 CIE(C)03632-A2～A3

国立国会図書館憲政資料室蔵

＜省略＝引用者＞

#### H. 大学基準協会

1948 年 1 月 20 日に開かれた大学基準協会の最低基準分科会の会合では、家政学とジャーナリズムの専門カリキュラムが読み上げられ、承認された。家政学の専門課程の最低数は 2 であることが決定された。1 つの専門課程を構成するのに 25 単位が必要であり、3 つの専門領域グループそれぞれに 3 科目、すなわち全部で 9 科目履修しなければならない。修士のための在籍要件について長時間討議が行われた後、議長は修士号のためには最低 1 年の在籍が必要、博士号のためには最低 3 年間の在籍を要件とすることを提案した。

＜後略＝引用者＞

W・C・エルス高等教育顧問

#### 注

- <sup>1</sup> 大学基準立案のための組織は、1946 年 10 月の設立当初は「大学設立基準設定に関する協議会」という名称であったが、47 年 1 月 7 日に「大学設立基準設定協議会」と名称変更し、7 月 8 日には「大学基準協会」が創立され、大学基準協会が実質的な基準制定の組織となった（大学基準協会史編さん室『大学基準協会 55 史 資料編』（大学基準協会、2005 年）、年表。
- <sup>2</sup> 拙稿「戦後の旧学制下における女子大学設立構想に関する一研究」『学術研究』（早稲田大学教育・総合科学学術院）第 62 号、2014 年 3 月、40 頁。
- <sup>3</sup> 女子教育研究会については、拙稿「戦後教育改革期における女子教育研究会」（『日本教育史論集』第 1 号、早稲田大学大学院教育学研究科 日本教育史研究室、2014 年）が詳しい。
- <sup>4</sup> 日本女子大学成瀬記念館『新制日本女子大学成立関係資料 ―GHQ/SCAP 文書を中心に―』、2000 年、資料番号（24）：248 頁。
- <sup>5</sup> 『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007 年）、石井瑠奈「戦後日本の女子高等教育改革における女性リーダーの役割」（『国際学レビュー』第 12 号、2000 年）、野坂尊子「戦後教育改革における『家政学』理解」（『大学教育学会誌』第 23 号第 2 号、2001 年）、拙稿「戦

---

後の旧学制下における女子大学設立構想に関する一研究」。

- <sup>6</sup> 野坂「前掲」、110 頁。
- <sup>7</sup> 田中征男『戦後教育改革と大学基準協会の形成』（大学基準協会、1995 年）、193・194 頁。
- <sup>8</sup> この文書は 46 年 8 月中旬以降の動きを記録したものであるが、既に 7 月 2 日付 GHQ/SCAP 文書（CIE(A)－00660－C14）にはドノヴァンと津田塾専門学校星野あいなどとの間で、戦前から「三校連絡協議会」を組織していた津田塾・日本女子大学校・東京女子大学の 3 校で団体を組織化する件が話し合われていたことが記されている（日本女子大学成瀬記念館『同前』、237 頁参照）。
- <sup>9</sup> 日本女子大学成瀬記念館『同前』、資料番号（24）・（26）・（27）：248～250 頁。
- <sup>10</sup> 田中『前掲』、74 頁。
- <sup>11</sup> 藤本萬治「戦後における女子高等教育の発展」『東京立正女子短期大学 論叢』第 1 号、1966 年、27 頁。
- <sup>12</sup> 大学基準協会編『大学基準協会十年史』（大学基準協会、1957 年）、105 頁。
- <sup>13</sup> 藤本「前掲」、27 頁。
- <sup>14</sup> 林太郎「新制女子大学と家政学部の創設事情」『東京家政学院大学紀要』第 10 号、1970 年。
- <sup>15</sup> 日本女子大学成瀬記念館『前掲』、資料番号（46）：262～263 頁、（50）～（52）：265～268 頁、（59）・（60）：272・273 頁。
- <sup>16</sup> 田中『前掲』、73 頁。
- <sup>17</sup> 日本女子大学成瀬記念館『前掲』、資料番号（60）：273 頁。
- <sup>18</sup> 藤本「前掲」、27 頁。
- <sup>19</sup> 田中『前掲』、172、183 頁。
- <sup>20</sup> 大学基準協会史編さん室『大学基準協会 55 史 通史編』（大学基準協会、2005 年）、85 頁。
- <sup>21</sup> 野坂「前掲」、113 頁。
- <sup>22</sup> 『第二回大学設立基準設定連合協議会速記録』、大学基準協会蔵。
- <sup>23</sup> 藤本「前掲」、27 頁。
- <sup>24</sup> 8 月 5 日に承認された「家政学部基準」は、林「前掲」28、29 頁に掲載されている。
- <sup>25</sup> 大学基準協会史編さん室『前掲 通史編』、230 頁。
- <sup>26</sup> 大学基準協会史編さん室『前掲 通史編』、230 頁。
- <sup>27</sup> 『会報』（大学基準協会）第 5 号（1950 年）3 頁。
- <sup>28</sup> 「神戸女学院大学設置認可書」『大学設置認可申請書 昭和二十三年度』神戸女学院大学蔵。